

譲渡性預金商品説明書

株式会社SBI新生銀行

(2023年1月4日現在)

1.商品名	●譲渡性預金
2.取引形態	●証書口
3.販売対象	●法人のお客様
4.預入期間	●1日以上5年以内の期日指定方式（自動継続のお取扱いはできません。）
5.預入方法・取扱通貨・最低預入金額・預入単位	<p>(1) 預入方法 一括預入 当行のお客様名義の預金口座からの振替または当行指定口座への振込にてお預入れいただきます。</p> <p>(2) 取扱通貨 円</p> <p>(3) 最低預入金額 1,000万円以上</p> <p>(4) 預入単位 1円単位</p>
6.満期処理方法	<p>●満期日以後に、お客様またはこの預金の譲渡を受けた最終の譲受人であって、この預金の預金証書をお持ちの方（以下「預金保有者」といいます。）に一括して払い戻します。ただし、次のいずれかの方法によります。なお、(2)の方法の場合、当行所定の手数料がかかることがあります。</p> <p>(1)当行に開設された預金保有者名義の指定口座へ入金。</p> <p>(2)送金または銀行小切手による払出。</p>
7.利息	<p>(1) 適用利率 預入時の利率（約定利率）を満期日まで適用します。 具体的な利率については、当行の営業担当者までお問い合わせください。</p> <p>(2) 利払頻度 満期日以後に一括して元金とともに支払います。 ただし、預入期間が2年以上5年以内のこの預金については、預入日より1年ごとの応当日（以下、「中間利払日」といいます。）以後に約定利率によって計算された中間払利息を受け取ることができます。なお、預金保有者が中間払利息の支払いを受けるには、当行所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書を、この預金の預金証書とともに当行に提出する必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>(3) 計算方法 預入期間2年未満のこの預金については預入日から満期日の前日までの日数につき、また、預入期間が2年以上5年以内のこの預金については前回の中間利払日（初回は預入日）からその直後に到来する中間利払日（最終回は満期日）の前日までの日数につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。</p>

8.満期日以降の利息	●無利息です。
9.中途解約の取扱い	●中途解約はできません。
10 この預金の譲渡・質入れ	●この預金は、利息（未払いの中間払利息も含む。）とともにのみ、譲渡性預金規定で定められた手続に従って譲渡または質入れすることができます。この預金の元利金の一部を譲渡または質入れすることはできませんので、ご注意ください。
11.預金保険	●預金保険の対象ではございません。
12.当行が契約している指定紛争解決機関	<p>●お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
13.税金	<p>●総合課税となります。ただし、預金証書の最終所持人が非課税法人の場合、非課税となります。</p> <p>●詳しくは、お客様自身で公認会計士または税理士にご相談ください。</p>

登録 No.7943 23.1